

# 平成29年度 御殿場市 組織機構改革の概要

行政課

## 1 背景

現在、各地方自治体は、地方版総合戦略に基づいた取組を進め、移住・定住の促進、少子高齢化への対応、シティープロモーション活動の強化、企業誘致、公共施設の再編等を積極的に行っており、人口減少社会を迎えるなか、都市間競争の様相を呈している。

本市においては、平成37年度までを期間とする「第四次総合計画」の推進に適した体制づくりを行うとともに、多様な市民ニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ柔軟に対応し、引き続き良質なサービスを市民に提供できるよう組織力の向上も求められている。

## 2 基本的な方針

### (1) 重要施策の推進に適した組織

- ① 総合計画の将来都市像『緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場』の実現に向けた取組を展開できる戦略的・機能的な体制の構築を図る。
- ② 東京オリンピック・パラリンピック開催等の時流変化への確に対応し、市民が誇れ、活力あるまちづくり推進に適した組織連携を行う。

### (2) 効率的で行政課題に対応できる組織

- ① 経営的視点で、企画立案・総合調整・事業展開・内部管理の機能を強化する。
- ② 公共施設等の適正管理や、資産の有効活用の推進を図る。
- ③ 横断的連携に留意し、事務量・事業量・組織人員を考査して組織の効率化を行う。

### (3) 市民にわかりやすく利便性の高い組織

- ① 子ども・子育て部門などの組織名称は、業務内容のわかりやすいものに配慮する。
- ② 関連性のある業務の集約化を行い、役割の明確にされた組織とする。
- ③ 庁舎東館供用開始に伴い、来庁者に配慮した組織配置を行う。

## 3 改編の内容

### (1) 部の改正事項

- ①(現)産業部は、スポーツ関係業務を一元化して組み入れ「産業スポーツ部」とし、スポーツと観光を有機的に結びつけて、スポーツツーリズムの推進を強化する。
- ②(現)環境水道部は、(現)産業部から(現)地籍調査課を移管増して「環境部」とし、住環境の保全・利用・開発の基礎となる国土調査分野についても所管する。 ※地籍調査課の名称は「国土調査課」へ変更する。

## (2) 主な課の改正事項

### 【企画部】

- ① 「未来プロジェクト課」を新設し、本市の特徴を生かした施策を具現化し、特命事項・各種プロジェクトに対して先導的に取り組む役割を担う組織とする。
- ② 企画課は、企画立案・政策決定・総合調整に比重を置き、未来プロジェクト課との連携を図って市政を推進する。
- ③ (現)行政課は、情報政策・統計業務を「情報政策課」として再編し、他業務は企画部・総務部内の各課へ移管し、効率的な執行体制とする。
- ④ 秘書課 演習場渉外室は、演習場に係る総合対策・渉外機能を強化するため「演習場渉外課」として独立させる。

### 【総務部】

- ① (現)財政課の両スタッフは、独立させて「財政課」「管財課」とする。「管財課」については、庁舎管理・指定管理者制度等も所管し、本市の公共施設・公共財産のマネジメント機能を強化するとともに、工事検査課業務を「工事検査室」として移管増し、入札・契約・管理・検査の業務フローに即した組織とする。
- ② 総務課へ(現)行政課の一部業務を移管し、内部統制機能の強化を図る。
- ③ 人事課へ(現)行政課の職員定員管理業務を移管増し、効果的に職員の人事管理・能力向上を図る。

### 【市民部】

- ① (現)文化スポーツ課を解消し、スポーツ業務は(新)産業スポーツ部へ、文化業務は教育部へそれぞれ移管する。

### 【健康福祉部】

- ① (現)子ども育成課は「保育幼稚園課」へ名称変更し、業務内容・担当範囲のわかりやすさに配慮する。これに伴い、子ども家庭センターを子育て支援課の所管とする。

### 【環境部】

- ① (現)水道業務課と(現)水道工務課を合併して「上水道課」とし、企業経営に即した組織体制とする。
- ② (現)産業部の(現)地籍調査課を移管増し、名称もわかりやすい「国土調査課」へ変更する。

### 【産業スポーツ部】

- ① 「スポーツ交流課」を新設し、(現)文化スポーツ課・企画課・商工観光課にまたがるスポーツに関する事務事業を総合的に所管して、スポーツのまちづくりを推進する。
- ② (現)商工観光課の両スタッフは、独立させて「商工振興課」「観光交流課」とし、それぞれの分野の強化を図って、本市の活性化に取り組む。
- ③ (現)地籍調査課の業務を、(新)環境部へ移管する。

### 【都市建設部】

- ① 都市整備課の公園緑地スタッフは「公園緑地課」として独立させ、公園事業・緑化事業の効果的な推進を目指す。
- ② (現)新東名課は、道路河川課の課内室「新東名促進室」とし、新東名高速道路の周辺整備を効果的に行う体制とする。

### 【教育部】

- ① 社会教育課へ(現)文化スポーツ課の文化振興スタッフ業務を移管増し、本市の文化的資源を生かした文化振興、生涯学習の推進を一体的に行う。

### 【部に属さない課】

- ① 工事検査課は、総務部(新)管財課の課内室として移管する。

## 4 留意点

- (1) 庁内における連携・調整に心掛け、組織機構の柔軟性・機動性を確保する。
- (2) 事務事業の所管見直しも必要に応じて行い、執行体制の最適化を図る。
- (3) 職員の定員適正化に配慮し、適切な人員配置を行う。